

広島県告示第四百四十二号

平成十八年広島県告示第八百六十一号（平成十九年度及び平成二十年において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間について、次のとおり定めた。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 窓口における申請

別表上欄のとおり

二 電子申請

別表各号上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各号下欄の日までに広島県土木局総務管理部建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならぬ（期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

別表

追 加 申 請 期 間	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成二〇年六月一六日（月）から平成二〇年六月二〇日（金）まで	平成二〇年六月二七日（金）
平成二〇年九月一日（木）から平成二〇年九月一八日（木）まで	平成二〇年九月二六日（金）